

世界規模での運動の発足を提唱する。ハーグ平和アピールによるこの運動は次のことを求める。

- ◆ 戦争の根本的原因と「平和の文化」
 - ◆ 國際人道法・國際人權法とその制度
 - ◆ 暴力的紛争の予防・解決・転換
 - ◆ 軍縮・非武装化と人間の安全保障
- このアジェンダの50の勧告は、次の4つの柱に大きくわかっている。

50の勧告では、ハーグ平和アピールに参加した団体が示した課題やとりくみ、原則をできるだけ正確に提示しようとした。勧告のなかには、特別な用語や表現のあるものもあるが、いくつかの団体が連合してすでに提案していたり、関係団体が長時間におよぶ議論の末に決定したものである。これまでの多くの協力に最大限にこたえるためにも、4つの柱での統一をはかたり、重複を削除することをしていない。

第1の柱 ◆ 戦争の根本的原因と「平和の文化」

►勧告1 ◆ 平和・人権・民主主義のための教育をすすめる

わたしたちの社会に浸透している「暴力の文化」に立ちむかっていくためには、現在とは本質的にことなる教育を、次の世代がうける必要がある。それは戦争を美化する教育ではなく、平和・非暴力・国際協力をめざす教育である。対立や争いを調停し、合意を形成し、よりよい関係を構築し、非暴力によって社会をかえ、平和をつくりだすやり方を世界中の人びとが身につけられるよう、

世界規模での運動の発足を提唱する。ハーグ平和アピールによるこの運動は次のことを求める。

- ◆ 教育のあらゆる段階で、平和教育を必修にすること。
- ◆ 地方および国で、教育関係の行政機関が率先して、平和教育の推進を組織的に実施すること。
- ◆ 平和教育を推進するための教員養成や教材開発を支援する機関を設置すること。

►勧告2 ◆ ゲローバリゼーションの悪影響に対抗する

- 経済のグローバリゼーションによって世界の多くの人びとは社会の周縁におしゃられ、貧富の格差はますます拡大している。ハーグ平和アピールは公正な世界経済をつくるために、次の点を重視する。
- ◆ 労働の権利の尊重を、地方行政機関や各國政府、国際機関に求める国際的な運動。
 - ◆ 世界銀行、国際通貨基金（IMF）、世界貿易機関（WTO）などの国際金融機関の民主的な改革。
 - ◆ 國際金融制度の規制。
 - ◆ 多国籍企業の責任の明確化。とくに、国際規範をつくり、その極端な逸脱がなされる場合には、認可を取り消す。また、国際市場の規準と規範にしたがって、経済活動をすることを多国籍企業に求めること。
 - ◆ あたらしい財源を用意し、経済開発のための資金援助をおこなうこと。たとえば、国際的な兵器取引や、投資活動にたいする適切な課税をあらじい財源にあてる。
 - ◆ G 8（先進国首脳会議）のG 16への拡大、あるいは発展途上国も参加する経済安全保障理事会や環境安全保障理事会の設立。
 - ◆ 世界の最貧国にたいする返済不能な債務の取消。過去の腐敗した非民主的

ハーグ・アジェンダの4つの柱と50の勧告

- ◆ 政府から引継いで民主的な政府に負わされた不当な債務を、取り消すこと。
- ◆ 経済的および社会的、文化的権利を認め、保障すること。これには、発展する権利や子ども・女性の権利もふくまれる。

►勧告3◀ 環境資源の持続可能で公平な利用をすすめる

- 「世界の消費のはんどん」は、圧倒的に、富める国の人びとによってなされて いる。その反面、世界の消費活動による環境破壊の被害は、貧しい国にもつと 重くのしかかっている。国連開発計画は1998年度の『人間開発報告』の冒 頭で、このように指摘している。ハーグ平和アピールは次のとりくみを支援す る。

- ◆ 國際環境法を充実させ、その実施を強力に推進する。とくに、清潔で健 康的な環境を享受することが、基本的な権利であるという考え方をひろめる。
 - ◆ 過剰な消費活動や環境資源の不公平な配分に関する問題にとりくむ。
 - ◆ ますます深刻化する水資源の不公平な配分の問題について熟慮する。
 - ◆ 環境の悪化から世界の森林や生物種（人類もふくむ）を保全するための運 動を支援する。
 - ◆ 軍事活動や軍事利用による環境破壊、とくに先住民族の土地の軍用地化を やめさせる。
 - ◆ これまでとはことなる持続可能な開発のための方法をあきらかにする。
- 勧告4◀ 植民地主義および新植民地主義を根絶する
- 先住民族や立法府に代表をだすことなどを拒絶されている人びとは、さまざま な苦しみを経験している。その人びとは、民族自決権の抑圧、民族および文化を 抹殺しようとする政策、文化・言語および信仰の自由の侵害、生活している土 地や水資源が軍事基地や核実験場として利用されるなどの被害をうけている。 ハーグ平和アピールは次の点を支持する。

- ◆ 植民地支配下の人びとが民族自決権行使できるよう努力する。
 - ◆ 植民地独立付与宣言や先住民族の権利に関する宣言などのさまざまな国際 的合意にしたがい、植民地主義を根絶する。
 - ◆ 自治のない地域すべてが、自治権および独立権行使できるようになるま で国連非植民地化委員会を存続する。
 - ◆ 国連に先住民族のための常設オーラムを設立する。
 - ◆ 工業国への有害な廃棄物を、発展途上国に投棄することを禁じる。
 - ◆ 外国軍隊の基地を開鎖する。
- 勧告5◀ 人種や民族、宗教、ジェンダーにたいする差別と不寛容をなくす
- 民族や宗教、人種にたいする差別や不寛容な姿勢、およびナショナリズムが、 現代の武力紛争の主要な原因のひとつになっている。ハーグ平和アピールは次 の活動を支援する。
 - ◆ 特定の政治・経済的な目的のために、人種や民族、宗教、性別のちがいを 強調し、政治的に利用することをなくす。
 - ◆ 人種差別撤廃条約を完全に履行する。
 - ◆ 国連反人種主義・差別撤廃世界会議（人種主義、人種差別、外国人排斥およ び関連のある不寛容に反対する国連世界会議ニダー・バン会議）を準備する（2001 年9月に南アフリカのダーバンで開催）。
 - ◆ 世界の法制度で、ヘイトクライム（差別により危害をくわえたり、権利をお びやかす犯罪）を处罚の対象とする。
 - ◆ 同性愛者への差別を克服するための教育および立法措置を実施する。
 - ◆ 過去の差別の影響がなくなるまで、積極的差別是正措置を推進する。

►勧告6 ◀ ジェンダーに関する公正を実現する

多くの社会では、「男らしさ」という固定観念がいまだに根づく。このジェンダーという社会・文化的な性別への固定観念による損失は大きく、男性は生き方の選択肢がせばまれ、女性は戦時であれば、たえまなく暴力行為に苦しめられている。ハーグ平和アピールは次の活動を支援する。

- ◆ あらわる政策立案・決定の場に、影響力のある歓の女性が、積極的に参加できるようにする。
- ◆ ピースメーカー（平和をつくる人）としての女性の力量を認め、平和構築に関与できるようにする。
- ◆ 女性差別撤廃条約を完全に履行する。
- ◆ 暴力を承継させている、性別によるかがんだ社会的役割を、もう一度、みなおす。

►勧告7 ◀ 子どもや若者を保護し尊重する

今も多くの子どもや若者が、搾取され、させになっている。とくに武力紛争下では、しばしば、紛争にまきこまれ、子どもたちが傷つけられるだけではなく、戦略の一環として子どもたちが利用されている。ハーグ平和アピールは次のとりくみを支援する。

- ◆ 子どもの権利条約を世界のすべての国が採択し、完全に履行する。とくに児童労働や子ども兵士の使用をなくす。
- ◆ 武力紛争下におかれている子どもたちにたいして、人道支援や保護が確実になされるようとする。
- ◆ 武力紛争にまきこまれ、精神的なトラウマをうけた子どもたちのリハビリテーションや社会復帰をすすめる。
- ◆ ピースメーカー（平和をつくる人）として、子どもや若者の役割を認め、

平和構築の過程に子どもや若者が参加できるようにする。

►勧告8 ◀ 國際社会での民主主義と公正なグローバル・ガバナンスを実現する

社会のあらわる面で民主主義が実現されることが、力による支配を法の支配へと転換していくための必要条件である。代表を選出し、民主主義にもとづく意思決定のプロセスを確立することは、法的拘束力と執行力のある公正な司法制度とともに、一定の制約のなかで、責任をもつて国をこえた地域および世界を統治するために、必要な条件である。ハーグ平和アピールは次の点を支持する。

- ◆ 国連を改革し、民主化する。とくに国連総会における民主主義を強化する。また、国連活動のすべてにおいて、市民社会の代表やNGO、各国の議員が助言できるようにする。
- ◆ 国際法を遵守することをつうじて、平和を促進する国をこえた地域の機関の設立・発展を推進する。
- ◆ 小国の利益を保護するため、さまざまな国際金融機関の意思決定に際して採用されている出資額にもとづく投票権の配分を是正する。
- ◆ グローバル・ガバナンス委員会の勧告を実施する。とくにグローバル・ガバナンスへの市民社会の参加をうながす。
- ◆ 国連安全保障理事会を改革し、理事国構成をより公正なものとし、理事会の意思決定プロセスにおける情報を開示する。

►勧告9 ◀ 積極的非暴力を鮮明に示す

暴力と戦争は、人間が生まれながらにもっている固有の性質に由来すると、一般におもわれてきた。しかし、それが証明されたことは一度もない。実際、社会変革を達成する効果的な方法として、積極的非暴力が有効であると、多くの社会における伝統や事例が示している。ハーグ平和アピールは、次の活動を

支援する。

- ◆ ミリタリズムを賛美するのではなく、積極的非暴力を規範とするように転換する。
- ◆ メディアや日常の会話からの暴力を一掃、あるいは少なくとも、それを削減することを求めるキャンペーンを実施する。
- ◆ 国連「平和の文化年」(2000年)と「世界子どもたちのための平和と非暴力の文化国際10年」(2001年～2010年)に関連するさまざまな活動を推進する。

►勧告10► 地域社会における暴力をなくす

日常生活の場である地域社会における暴力が、結果的に、一国規模または国際規模の紛争へと拡大することがある。ハーグ平和アピールは次のようなところみを支援する。

◆ 貧困やではなく場が制約されている結果、社会から疎外されたり、そのような社会的除外感から暴力へとはしる若者や一部のおとなたちを、社会に再統合する。

◆ 武器の回収や平和キャンプ、紛争解決教育の実施など、地域の平和を求めるとりくみを推進する。

►勧告11► 「暴力の文化」を「平和の文化」へと転換するために世界のさまざまな宗教の協力を求める

宗教はこれまで戦争の原因ともなったが、他方で「平和の文化」の発展を可能にする潜在的な力を有している。世界のさまざまな宗教の協力によって、和平への道が実現されるのである。ハーグ平和アピールは次のことを支援する。

- ◆ 軍縮・非武装化および世界平和を実現するために、ことなる宗教間、宗派

間での協力をうながす。

- ◆ さまざまな宗教の共生と、宗教間の和解を推進する。

第二の柱 ◆ 国際人道法・国際人権法とその制度

►勧告12► 国際刑事裁判所設立のために地球規模の運動を推進する

常設の国際刑事裁判所を設立するために、地球規模での運動をすすめる国際刑事裁判所を求めるNGOの連合の活動を、ハーグ平和アピールは支援する。そのため、国際刑事裁判所についての教育に力をいれ、各国民政府に批准を求める運動を活発にする。また、国連の国際刑事裁判所準備委員会の会議に積極的に参加する。この運動は、活動をよりいつそう強化し、拡大していくために、ハーグ平和アピールをつうじて、協力していくNGOを求めていく。また地雷禁止国際キャンペーンのようなこれまでのさまざまな国際条約をつくる運動から、支援の拡大と、ネットワークづくりに関する貴重な教訓を学び、運動をすすめる。

►勧告13► 国際人道法と国際人権法の近接領域における緊密な協力をすすめる

国際人道法と国際人権法の領域が近づきつつある点に、ハーグ平和アピールは注目している。このようならふたつの法体系の接近は、国際人権法と国際人道法の侵害によるござい者にたいする効果的な保護のために、不可欠な発展である。ハーグ平和アピールは、人びとを保護するうえで、ふたつの法体系のあいだにある致命的な相違をうめ、調和をはかり、これらの法体系のいっそこの発展と実施面での改革を提案する。

►勧告14◀ 国際戦争犯罪法廷にたいする支援を強化する

旧ユーグスラビア国際戦争犯罪法廷とルワンダ国際戦争犯罪法廷の設置は、第2次世界大戦終結以来、国際社会が国際人道法と国際人権法に違反した個人の責任を裁くための第一歩である。ハーグ平和アピールは、罪を問われないままでの戦争犯罪容疑者の告発と逮捕を求める。さらに法廷の運営や審議方法、法廷が偏向しているという非難に対処する必要性、また市民社会組織、国をこえた地域の組織、国際組織とのあいだに、法廷が建設的な協力関係を樹立するよう支援する必要性にも、関心をよせている。ハーグ平和アピールは、カンボジアでのジェノサイドや人道に対する罪を捜査し、起訴するための国際戦争犯罪法廷の設立における国連の努力も支援する。

►勧告15◀ 人類共通の犯罪にたいして普遍的管轄権を行使する —ピエトロ・チエト元チリ大統領事件を前例として

戦争犯罪や平和に対する罪、国際的に承認されている人権の諸原則への侵害は、たんなる一国家の問題をこえ、むしろ世界共通の問題であると、現在では一般的に認識されている。しかし、たとえ国際刑事裁判所が設立されたとしても、国際刑事裁判所、またはルワンダや旧ユーゴスラビアの場合のような国際戦争犯罪法廷で、そのような犯罪を犯した人物をひとりのこらず裁くことは不可能であり、またすべきことでもない。スペインの市民社会や裁判所が、チリ元大統領ピエトロ・チエトを裁判にかけようとする原団をそれぞれの国内法に内に裁判所が、その役割をはたす必要がある。

人権、とくに子どもの権利にたいして、重大な侵害をした人が必ず刑罰をうけるようにするために、不法行為とともに上記のような犯罪にたいして、世界各国の司法機関が、普遍的管轄権を執行するという原則をそれぞれの国内法にとりいれることをハーグ平和アピールは求める。

►勧告16◀ より包括的な国際司法制度のために国際司法裁判所を改革し、役割を拡大する

国際司法裁判所は、より効果的で、統合的な国際司法制度の中心として機能しなければならない。より包括的な国際司法制度を確立するために、ハーグ平和アピールは、各国の司法機関、国をこえた地域の司法機関および国際司法機関相互の関係を強化することを提案する。この目的を実現するために、次のようなさまざまなとりくみがあげられる。

- ◆ 市民社会組織および国をこえた地域の組織、国際組織が、国際司法裁判所をより利用しやすくするために、国際司法裁判所は勧告意見や紛争解決の機能を拡大する。
- ◆ 国家にたいする強制管轄権を制度化する。
- ◆ 國際司法機関や紛争解決のためのさまざまな機関との協力を推進する。

►勧告17◀ 武力紛争のきせい者の保護を強化し補償する

第2次世界大戦以降、紛争は劇的に変化した。その結果、一般市民が、しばしば攻撃目標にされ、紛争での一般市民の死傷者は、戦闘員の死傷者の数を大幅に上まわっている。国内避難民や難民、女性、子どもなど、通常兵器の拡散と武力紛争によって、被害をもつともうけやすく、しばしば攻撃にさらされるきせい者が、より確實な保護をうけられるよう、ハーグ平和アピールは提唱する。さらに、各国の正規軍に属さない戦闘員や国家に準じる組織の軍隊が、国際人道法と国際人権法の規定を一貫して遵守することを求め、また武力紛争状況における国連の役割を再検討する。武力紛争や人権侵害の被害者が、補償基金やそのほかの補償措置を適切にうけられるよう、各國の、また国をこえた地域の、そして国際的な制度をつくることをハーグ平和アピールは要求する。

►勧告18◀ 武力紛争下での女性への暴力行為をなくす

今日、戦争や武力紛争、軍事基地の存在は、女性や若者、子どもにも、歴史上かつてないほど大きな影響をおよぼしている。女性とその家族が、強姦や暴行、強制売春、性的奴隸などの暴力や戦争犯罪の被害にあうことが、よりいっそう多くなっている。みずからが国内避難民や被災者になったり、難民にされたり、また外国の駐留軍によってなされる犯罪への自國政府による当然の権利の行使をさまたげられる、という問題にも直面している。ハーグ平和アピールは、国際刑事裁判所の設置規程に、女性への基本的な保護がくみこまれることを支持する。また武力紛争時に、女性の権利と尊厳が守られるよう、国際法が発展し、その適用がすすめられるよう支援する。

►勧告19◀ 子ども兵士をなくす

推定では、現在30万人以上の18歳未満の子どもたちが、世界各地の武力紛争で従軍させられている。さらには何十万人もの子どもたちが、軍隊あるいは軍事集団の一員とされ、今すぐにも戦場におくりだされる可能性がある。子ども兵士禁止のための世界連合、ユニセフ、赤十字国際委員会は、徵兵年齢を18歳以上にするための運動を積極的に展開している。さらに各国民政府やすべての軍事集団にたいして、次のことを求める。

- ◆ 18歳未満の子どもを集め兵士にすることをやめさせること。
- ◆ ただちに子ども兵士を解放すること。
- ◆ 子ども兵士たちに自分たちの行為を自覚させ、リハビリテーションをして、社会復帰をすすめるために、平和維持や平和協定、動員解除プログラムに、子ども兵士が必要としているものをくみいれること。

ハーグ平和アピールは、ほかのNGOにも、この運動に参加するようによびかけ、子どもの権利を保護するためのあらゆる手段をみいだす努力をする。

►勧告20◀ 國際人道法と國際人權法違反の責任を追求するぎせい者を支援する

國際人權法や國際人道法の重大な侵害によるぎせい者が、法に違反した人びとの責任を追求することが可能になった。そのことは國家や國をこえた地域での告発や訴訟の最近の動向をみると、あきらからである。歐州人權裁判所や米州人權裁判所をはじめとして、いくつかの國や國をこえた地域の法庭では、このような権利が承認されている。またこの権利によって、傭兵や兵器を生産している企業とその関連企業など、民間企業のメンバーにたいする告訴も可能となっている。ハーグ平和アピールはこの権利が國際司法体制全体に拡大されていくことを提案する。

►勧告21◀ 人權擁護や人道活動をする人びとや内部告発者を保護する

1998年には、国連平和維持軍の兵士よりも多くの国連の文民が活動中に殺害されている。さらに国連組織、国をこえた地域の組織、國際組織で人權擁護や人道活動をしているかそえきれない人びとが、その任務中に殺傷されている。ハーグ平和アピールは、人權擁護や人道活動をしている人びとへの保護を強化し、個人の権利の侵害を監視するしくみを提案し、要求する。さらにハーグ平和アピールは内部告発をした人びとの保護の強化も求める。このような人びとは、自分の仕事や命を失う危険をおかして、政府や企業、その他の機関の国际法の侵害や不法行為を告発しているからである。

►勧告22◀ 國際法をいかし、草の根のNGOが國家のしくみをくみをこえた地域のしくみ、そして國際的なしくみを活用する研修を実施する

草の根のNGOが、国をこえた地域のしくみおよび國際的なしくみをつうじて、自分たちの地域や自國でおこっている國際人道法や國際人權法の侵害からの救済を求める事例が、ますますふえている。ハーグ平和アピールは、研修や

関心を高めるプログラムを提供し、救済措置についての理解をすすめる。同時に、車の根のNGOが、このようなくみを自由に利用するために、共同して、あるいは単独で活動する仕方の理解もすすめる。さらにハーグ平和アピールは、地域社会において、誰が侵害をしているのかを識別し、その行為の責任を告げる活動をどうぞすすめられればよいかを学ぶ機会も提供する。

►勧告23 ◀ 國際人道法と國際人權法に関する公共の知識をふやし、教育をすすめ、理解を深める

武力紛争への國際社会のかかわりが大きくなりつつあるなかで、平和維持活動に従事する人びとの國際人權法や國際人道法に関する効果的な学習が必要とされている。それと同時に、各國の軍事組織でも同様の学習が必要である。それは、國際法にたいする認識を高め、國際法で定められていることを厳密に守らせるためである。さらに各國の立法・行政關係者の國際人道法や國際人權法にたいする意識を、いっそく高める必要がある。ハーグ平和アピールは、法律家や立法者、裁判官、政治家への、國際人權法の教育を義務化するよう要求する。

►勧告24 ◀ 紛争の予防や解決、紛争後の復興の際に、人権を十分保護する
紛争解決や紛争後の復興のために、当事国以外の国や國際機関および国をこえた地域の機関や、NGOなどが介入する事例がふえている。ますます、國際社会が、紛争後の社会において、政治・司法・社会・経済制度の再建に責任を負うようになってきている。このような紛争解決や紛争後の復興の過程で、長期的かつ体系的な人権の保護を中心にして、それが確實に実施される措置を、ハーグ平和アピールは提案する。

►勧告25 ◀ 真実究明委員会や、政治的な配慮による特赦の成功と失敗を教訓にして、戦後復興をすすめる

過去数十年にわたり、紛争後の社会再建に関しては、あたらしい顕著な発展がみられる。とくに南アフリカでのような真実と和平を修復するための手段として、戦争や武力紛争、アパルトヘイトによって分裂した社会を修復するための手段として注目されている。ハーグ平和アピールは、過去の真実究明委員会や、政治的な配慮による特赦の成功と失敗を検討したうえで、ボスニア東チモールなど、その他の地域においても、真実究明委員会をあらたに設立することを提案する。

►勧告26 ◀ 普遍的かつ効果的な人身保護制度を確立する

毎年、何千人もの人たちが政治的理由や民族問題、そのほか不法な理由で逮捕されている。人びとが殺されたり、拷問をうけたり、あるいは行方不明にされるまことに、本人もしくは代理人が窮状を訴えることのできる、効果的な制度が必要とされている。国家や国をこえた地域の範囲の外からも、人権委員会または裁判所へ訴える権利を認め、迅速に機能する効果的な人身保護制度を設立することが求められる。それによって人身保護を定めた國際人權規約B規約(市民的および政治的権利に関する國際規約)の第9条の実効性を、いっそく強化しなければならない。

►勧告27 ◀ 戦争開始の決定を民主的に管理する

国家が戦争をはじめる権限を、政府の執行部や軍幹部が独占的にぎつていることはほど、民主政治にとつて致命的なことはない。自衛のために緊急行動が必要な極端な場合をのぞき、すべての政府や國際機関にたいして、武力紛争の開始には議会の承認を必要とするという憲法、あるいはそれ以外の法律による措置をこうじるようハーグ平和アピールは求める。

▶勧告30◀ 早期警報と早期対応を重視する

第3の柱 ◆ 暴力的紛争の予防・解決・転換

▶勧告28◀ 地域社会の力量を強化する

直接影響をうける現地の人びとを、「ほとんど、あるいはまったく考慮する」となく、暴力的紛争が外部の者によって「解決」されることがあまりに多い。その結果、合意された解決策が短命におわることがある。暴力的紛争の予防・解決・転換へむけた努力が、長期間にわたって、有効であることを望むのであれば、平和構築にかかる地域の市民社会組織による積極的な協力を基礎にしなければならない。このような「地域社会の力量」を強化することが、平和を維持するうえでも、決定的に重要である。そのため教育や研修をはじめとして、社会において自発的精神を発達させ、地域社会の平和構築のとりくみへの活動資金をふやし、メディアをどおりで地域社会の平和に貢献している人びとの活動を紹介するなどのとりくみをすすめる。

▶勧告29◀ 國連の平和維持能力を強化する

國連は、依然として、多国間協力をつうじて世界平和を実現するための最大の希望である。國連の目的と目標にたいする強力な市民社会の支援こそが、國連が国際平和および安全の守り手として、十二分に機能するうえで、決定的に重要なある。とくにこのようないくつかの支援は、國連をより民主化するための改革や、暴力的紛争や大規模な人権侵害、ジェノサイドを予防するための国連の能効化にむけられるべきである。後者の手段としては、たとえば、人道的介入のための國連平和常備軍の創設や、國連平和活動の資金源をこれまでとはことなるやり方で確保することなどがあげられる。

紛争がいったん暴力へと発展してしまった後に、人道的介入や緊急援助、平和執行活動、紛争で引きされた社会を再建する活動などに、各國政府や政府間機関は多額の費用を負担している。このような費用とくらべて、紛争が暴力へと発展する以前に予防するための活動にあてた各國政府や政府間機関の財源は十分ではない。紛争予防は可能であり、また費用はもとより人命と損害という点からしても、武力紛争への対応よりも、紛争予防のほうが好ましいことをあきらかにする役割を、市民社会がすんでになわなければならない。とくに優先的に、次の点をとりあげるべきである。

- ◆ 紛争予防へより多くの財源をわりあてること。
- ◆ 紛争の早期警報のためのネットワークを創設し、発展させること。
- ◆ 警報をうけて迅速に対応するためには、必要な政治的意図をつくりだすこと。

▶勧告31◀ 平和活動にかかわる市民の訓練を実施する

選挙監視や人権活動、そのほかの平和構築の活動をする市民の需要が急増している。しかし、専門の訓練をうけた人材を共同利用するしくみはとどいていない。市民が紛争解決や調停、交渉などの力量を身につけることのできる専門教育を、いっそすすめる必要がある。また他方で、平和構築を実施するためには、紛争地域へ、そのような専門の技能をもつた市民たちを配置していく必要もある。長期的な目標としては、要請があれば、すぐさま紛争地域へ介入できる、特別に訓練をうけた「民間の平和活動専従者」の国際組織を創設すべきである。

▶勧告32◀ 制裁措置の仕方を改善する

経済制裁措置の行使は、国際外交のなかでも、もっとも強硬な手段のひとつ

ある。制裁措置はその社会の罪のない一般市民に、過酷な苦難をしいるばかりでなく、その社会構造をも破壊する力をもっている。コフィ・アナン国連事務総長は経済制裁措置が「より効果的で、害の少ない」ものになるよう要求している。この要求にこたえるためには、その行為をあらためさせるべきの指導者が、罪のない一般市民へ経済制裁の影響を転嫁できないかたちで制裁措置をおこなう必要がある。子どもやもつとも被害をうけやすいその他の集団への影響を、監視するためのしくみをつくり、制裁措置を発動する際には、人道的な理由があれば、子どもたちのために強制的に、ただちに解除できるようにしておくべきである。

►勧告33◀ 人道的介入のためのしくみを強化する

ジエノサイドや大規模な人権侵害を回避するために、人道的介入をとおして、危険に直面している人命の保護を可能にするしくみを構築・発展させる必要がある。

►勧告34◀ 平和構築へ女性がより深く関与する

紛争や戦争ではジェンダーのちがいが、おきらかにあらわれる。出産以外では、性別による仕事の区分がもつとも明確なのが、戦争であるといえるであろう。したがって、紛争や戦争の体験は、女性と男性でことなっている。また権力や意思決定過程へのかかわり方も、おのずどちがっている。そのため次のことが必要になる。

- ◆ 男女の平等と平和構築との関係の理解を目的とした、特別なとりくみをすすめる。
- ◆ 平和構築のとりくみに参加するための女性の能力を高める。
- ◆ 紛争解決の意思決定段階に女性が平等に参加する。

このような必要におうじるため、各國政府は、すべての和平交渉に、市民社会の女性の代表をふくめるよう保障しなければならない。平和および安全保障のための機関は、その活動と活動方法においてジェンダーを配慮し、また市民社会は、国際的な女性の平和ネットワークを設立・強化していかなければならない。

►勧告35◀ 若者たちをエンパワーメントする

戦争は無責任な指導者によってはじめられる。しかし、市民として、また兵士として、もつとも被害をうけ、させいとなるのは若者たちである。若者の体験や新鮮な視点、あららしい考え方に対する耳をかたむけ、社会のあらゆる分野にとりいれなければならない。紛争の渦中にいる若者が自分たちで方法をみつけ、伝統的な偏見を克服し、紛争を創造的に解決し、また有意義な和解と平和構築のプロセスに参加する能力をもつていいことは、十分に証明されている。若者が平和構築に参加することは、暴力の連鎖をたち切り、また紛争をへらし、回避するためにきわめて重要なことである。わたしたちは理想を共有し、心をひらき、団結し、相互の尊重、信頼と責任にもとづく眞の世代間の交流をつうじて、すんで学びあうべきである。

►勧告36◀ 代表権をもたない人々との自決権獲得を支援する

今日、暴力のかつなぐつづく紛争の多くは、国家と代表権をもたないひととのかいだでおきている。このような紛争の特徴は極端な力の不均衡である。その結果、自決権を拒否されている人がびだが、みずからの方では平和的な紛争解決のための歩を、政府とできない場合が多い。そのため、このような紛争は何十年間もつづく傾向があり、深刻な苦しみと文化の崩壊がもたらされる。これらの紛争の原因となつている力の不均衡を解消するには、各国政府や国際機関、NGOなどが、積極的に自決権を支持し、この紛争を優先的にとりあげ、非暴力による解決を促進する必要がある。

自決権の否定によって、数多くの長期間にわたる紛争がおこっており、その大半は未解決である。自決権が紛争勃発の原因ではなく、自決権の否定によって紛争がおこっているという認識が重要である。したがって、紛争予防や紛争解決の手段として、国際社会すでに認められている自決権を、積極的に認めることこそ、きわめて重要なのである。

■勧告37 ■ 市民社会のさまざまな組織の連携を強化する

紛争の予防や解決、転換に関しては、多様な活動があり、それが市民社会の重要な力である。しかし、市民社会の活動は、同じ分野で活動している組織間の協力関係が欠如していることによって、効率的でない場合がある。その結果、他の団体と重複した仕事をすることで、とほしい財源や人材を浪費したり、相乗効果をあげられないことも、しばしばである。紛争に関する分野での効率を高めるためには、市民社会の組織の連合や基盤の構築を推進するためのネットワークをつくることが、きわめて重要である。

■勧告38 ■ 国をこえた地域の平和構築力を強化する

欧洲安全保障協力機構（OSCE）やアフリカ統一機構（OAU）、東南アジア諸国連合（ASEAN）、米州機構（OAS）のようななかたちで、平和のための国をこえた地域の力を強化する。それにより、（ほとんど無視されてきた紛争に）関心がむけられ、なされるべき解決へのとりくみがすすめられる。

■勧告39 ■ 多彩な外交を主流にする

次の世紀では、多彩なすすめ方をする多重外交を、紛争の予防・解決・転換のための基本的な方法にするよう努力しなければならない。多重外交とは、政府およびNGO、宗教団体、メディア、企業、ひとりの市民など、社会のさまざまな部門が協力しながら、紛争予防や平和構築にかかわることである。

平和構築に関する学際的な見解によると、個人や諸団体がばらばらに活動するよりも、たがいに協力して活動するほうが効果的である。同時に、紛争状況は紛争当事者や紛争要因が大規模かつ複雑にからみあっているので、体系的なアプローチが必要とされている。それぞれの組織が、みずから規点、解決手段、財源をもつて、そのすべてが平和構築の過程において必要なのである。

■勧告40 ■ 平和構築を推進する手だてとしてメディアを活用する

メディアは武力紛争において、決定的で重要な役割をはたしているが、その役割については議論がわかれれる。緊張を一気に高めたり、逆に、緊張をしづめる力をもっている。そのため暴力的紛争の予防や解決、和解の促進にも、きわめて重要な力をもっている。戦争報道という伝統的な役割とはべつに、メディアは、さまざまな方法で、平和構築に利用できる。次の点に用心をむける必要がある。

- ◆ 戦争よりも平和のために役立つように、紛争状況を客観的に、そして扇動的にならないよう注意して報道する。
 - ◆ 平和構築や和解を促進するための創造的であたらしい、メディアの利用をさらに探求する。
- 勧告41 ■ 政策が紛争にあたえる影響の評価を促進する
- 各國政府や2国間でのプロジェクト、国際機関、国際金融機関での政策立案と実施の際に、次の紛争予防にとりくむよう市民社会は求められる。
- ◆ 提案されている経済政策や開発計画が紛争にどのような影響をあたえるか、という影響評価を導入する。
 - ◆ さまざまな問題解決や平和構築に役立つ調停センターや交渉方法のトレーニング、紛争解決のための教育、寛容と共存のための機関を設立し、

人材を育成する。

教育にあてるよう求めている、女性による平和の請願という団体の活動を支持する。

第4の柱 ◆ 軍縮・非武装化と人間の安全保障

►勧告42◀ 戰爭防止地球行動を実施する

- ◆ ハーグ平和アピールは人権擁護を十分実現する措置をおこない、次の主要な段階をふまえ、非暴力による紛争解決を強化する戦争防止地球行動を支援する。
- ◆ 地球規模および国をこえた地域規模の安全保障機関の強化をはかる。
- ◆ 侵略やジエノサイドにたいし、一国が武力介入するのではなく、多国間の協力によって対処する。
- ◆ 地球規模での防衛的安全保障システムの樹立をめざして、軍隊や兵器、軍事費を大幅かつ段階的に削減するための交渉をする。

►勧告43◀ 軍事予算を削減し、人間の安全保障のために財源や資源をふりむけ、世界経済を脱軍事化する

- 21世紀の平和を構築するには、20世紀に使われたばらう大な軍事支出を、人間の安全保障のための市民による活動へと移行する必要がある。軍縮・非武装化は兵器や軍隊、軍事予算の大幅な削減を意味している。脱軍事化するには、食糧や住居、教育、仕事、健康、安全、平和などの基本的人権にもとづく世界の人びとの福祉を保障する計画に、財源や資源をわりあて、軍事経済から平和経済へ転換することが必要である。脱軍事化には、世界中で国連憲章が守られ、非軍事的な安全保障構造と平和創造のための制度を、発展させることが必要なのである。

軍縮・非武装化と脱軍事化への第一歩として、ハーグ平和アピールは、1年で5%の軍事費の削減を5年間つづけ、この財源を人間の安全保障計画と平和

►勧告44◀ 核兵器廃絶を求める国際条約の交渉とその批准をすすめる

- 核兵器がひきつき存在することや、核兵器による威嚇および事故、誤認、もしくは意図的な使用が人類と地球上のすべての生命をおひやかしている。
 - 核不拡散条約（NPT）の第6条の法的義務と、国際司法裁判所の勧告にしたがうために、すべての国家は核兵器の生産や使用、使用による威嚇を禁止し、核兵器廃棄の査察と執行を規定する核兵器禁止条約を、5年以内に交渉し締結すべきである。第53回国連総会で採択された新アジア・シンド連合の決議は、核戦争の危険を回避し、全面的核軍縮にむけての交渉を開始するための実際的な措置を、即刻、こうじるよう核保有国に求めている。
 - 核兵器廃絶までの過渡的な措置としては、次の事項がある。
 - ◆ 包括的核実験禁止条約（CTBT）の批准
 - ◆ 対弾道ミサイル（ABM）条約の遵守
 - ◆ 非常警戒態勢の解除
 - ◆ 非先制使用
 - ◆ 核兵器に依存しない地域安全保障協定
 - ◆ 非核地帯の拡張
 - ◆ 核兵器と核開発施設の情報の開示
 - ◆ 核分裂物質と未臨界実験の禁止
- ##### ►勧告45◀ 脊など小型兵器をふくむ通常兵器の拡散と使用を防止し、個人の安全を守る

小型兵器や地雷は人間の安全に大きな脅威をあたえている。一般市民の殺害の大半は小型兵器や地雷の使用によるものである。またそのような小型兵器に

よって、子どもたちが兵士として容易に利用されるようになつた。完全な動員解除をするには、武器の回収とその破壊が必要であり、同時に、元兵士において、物資やあらたな職業をあたえねばならない。ハーグ平和アピールは、小型兵器に関する国際行動ネットワークの運動を支持し、銃をはじめとする小型兵器をふくむ、あらゆる種類の通常兵器の輸出に関する包括的な国際行動規範をつくるために交渉し、かつ実行することを、すべての国に強く要求する。

兵器の流通を阻止するには、次の手段がある。

- ◆ 国家間の合法的な取引を管理統制する。
- ◆ 自国内の小型兵器の使用と貯蔵を監視する。
- ◆ 人権侵害をする人びとの所有をふくむ不法な取引を阻止する。
- ◆ 紛争地域から必要のなくなった兵器を回収し、除去し、破壊する。
- ◆ 兵器の流通を目にみえるようにし、責任の所在を明確化する。
- ◆ 「暴力の文化」を転換することによって需要を削減する。
- ◆ 安全保障機関の改革。
- ◆ 武器を所有すべきではないという規範をつくりだす。
- ◆ 元兵士にたいする、より効果的で、持続的な動員解除と社会への再統合を推進する。

►勧告46► 対人地雷全面禁止条約を批准し、履行する

すべての国家は、1997年12月に調印が開始され、1999年3月1日に発効した1997年対人地雷全面禁止条約に署名・批准し、加盟すべきである。地雷の除去という重要な緊急を要する課題にくわえて、地雷禁止国際キャンペーンは、各国政府にたいして、「予防目的の地雷」として貯蔵しているものを廃棄させることも重要視している。さらにすべての国家が地雷除去活動をすすめるよう強く求めている。地雷の貯蔵や地雷に関する問題についての情報をおさかにすることも重要である。基金を拡大し、ございへの援助や地雷除去、地雷問題への理解を深める教育、子どもと地域社会のリハビリテーション

ンのためにその基金を使うべきである。

►勧告47► 劣化ウラン兵器や宇宙での兵器配備の禁止など、新兵器や新軍事技術の開発や使用を阻止する

劣化ウランなどによる、おたらしい兵器や技術の影響を査定し、新兵器が国際法に違反しているかどうかを決定するしくみの創設を、ハーグ平和アピールは求める。劣化ウラン兵器は、差別防止および少數者の保護委員会（国連人権小委員会）で、「大量破壊もしくは無差別な影響をおよぼす」兵器のひとつとされている。国際社会がこのようない兵器の問題にとりくみ、その生産・移転・使用を禁止するようハーグ平和アピールは求める。

宇宙空間和平利用条約（1967年）は、いかなる国家も、宇宙に大量破壊兵器を配備することを禁じている。91カ国が批准したこの条約は、各國が地球環境に悪影響をあたえたり、宇宙空間に有害な汚染をもたらす可能性のある活動を回避すべきだと規定している。宇宙への兵器の配備を阻止するために、この条約はあらゆる国により履行される必要がある。

►勧告48► 生物兵器禁止条約と化学兵器禁止条約の国際的な批准・履行をする

あらゆる大量破壊兵器の廃絶を求める世界的な努力の一環として、すべての国は、生物兵器禁止条約と化学兵器禁止条約を批准する義務がある。何らの制限もつけずに、すべての国家は、このふたつの条約を履行するための強力な国内法を採択し、これら条約の遵守を強化するために、現在おこなわれている活動に参加すべきである。いかなる国家も、両条約の実施を阻害するような行政・立法上の措置をこうじるべきではない。

生物兵器禁止条約と化学兵器禁止条約すべては、条約で規定されている民事・軍事の両方で利用できる物質や設備に関する取引において、平等なあつかいをうけるべきである。国際的に責任の所在を明確にするため、

輸出管理は、両条約にもとづいて設立されている機構によっておこなわれる必要がある。

生物兵器禁止条約の締約国は、平和利用のための細菌に関する情報と資料の交換を奨励している第10条の強化をはかるべきである。研究機関、専門の学会、科学者のひとりひとりは、兵器用の化学・生物物質の開発・使用を推進する研究や教育にそれほど知りながら従事しないことを誓約し、あきらかに平和目的ではないあだらしい生物・化学物質の開発は、たとえ防衛目的のためであっても、禁止するべきである。

►勧告49◀ 軍需生産や、軍事実験、軍事使用が環境と健康にあたえる影響について、国家・企業に責任を負わせる

どくに核兵器保有国は、核実験や核兵器の生産・使用が健康や環境にあたえる影響の責任を認めるべきである。おらゆる軍事活動とそれによる環境や健康への影響について、情報をあきらかにし、責任の所在を明確にすることを、ハーグ平和アピールは求めらる。各国民政府は、軍の元実験場を調査し、浄化して、原状復帰するためのプログラムや、実験場の元従業員や付近の住民、軍関係者への補償プログラムを導入、あるいは拡大しなければならない。

工業国における核兵器や化学兵器の廢棄が、途上国への有毒な化学廃棄物や核廃棄物の輸出になつてはならない。国家や企業は、すべての軍需生産、軍事基地とその他の施設での軍事実験、軍事使用による影響についての情報をあきらかにし、復旧を容易にするため、情報入手可能な状態にしておく必要がある。

►勧告50◀ 戦争をなくす市民社会運動を創造する

戦争をなくすためには、すべての核兵器を廃絶し、小型兵器や軽火器の流通を阻止するための困難な交渉を成功させると同時に、生物・化学兵器・地雷を禁止する条約や核実験を禁止する条約など、過去の貴重な成果を守り、完全に

履行させるための制度をつくり、力量をつけていくことが必要である。軍事力を抑制し、非暴力主義を実行し、国際法を遵守するあだらしい国際行動規範による暴力のない世界を、ハーグ平和アピールは構想している。

市民社会は、国際関係の民主化をすすめ、国際平和をつくりだすしくみを強化するうえで、中性的な役割をになつてはいる。NGOや市民は、人びとの要求を国際社会に直接反映させ、「あだらしい外交」を創造してきた。21世紀の国際的な、および多国間の軍縮・非武装化や安全保障の交渉において、市民社会が重要な役割をはたすことをハーグ平和アピールは確信する。

付録2

公正な世界秩序のための10の基本原則

——ハーグ平和アビール市民社会議は、会議をおえるにあたって、会議中の討議をとりまとめた「公正な世界秩序のための10の基本原則」を発表した。この文書は機関紙掲載され、プレスリースもなされた。また会議中に作成された他の多くの文書とともに国連へ提出された。

- 1 各国議会は、日本国憲法第9条のような、政府が戦争をすることを禁止する決議を採択すべきである。
- 2 すべての国家は、国際司法裁判所の強制管轄権を無条件に認めるべきである。
- 3 各国政府は、国際刑事裁判所設置規程を批准し、対人地雷全面禁止条約を実施すべきである。
- 4 すべての国家は、「あたらしい外交」をとりいれるべきである。「あたらしい外交」とは、政府や国際組織、市民社会のパートナーシップである。
- 5 世界は人道的な危機の傍観者でいることはできない。しかし、武力に訴えるまえにあらゆる外交的な手段が尽くされるべきであり、仮に武力に訴えるとしても国連の権威のもとでなさるべきである。
- 6 標兵器禁止条約の締結をめざす交渉がただちに開始されるべきである。
- 7 小型兵器の取引はきびしく制限されるべきである。

8 経済的権利は市民的権利と同じように重視されるべきである。

9 平和教育は世界のあらゆる学校で必修科目であるべきである。

10 戦争防止地球行動の計画が平和な世界秩序の基礎になるべきである。